

亀岡市地域包括支援センター設置運営業務法人審査項目

亀岡市地域包括支援センター設置運営業務法人審査にあたっては、下の項目について評価するものとします。
(100点満点)

項目	様式	配点	参考点
1 法人に関する事項		15	
法人の概要	様式2	15	15 実施事業に高齢者や障害福祉、社会貢献を目的とした事業実績がある。 10 医療等、地域包括支援センターの運営に好影響な事業を実施している。
2 運営方針・事業計画		40	
① 運営方針	様式7	10	10 優れている 地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を認識した運営方針が明記されているか 5 妥当 公正・中立性の確保のための視点やサービス向上に向けた取組が明記されているか 3 やや不十分 苦情等に関して適切な対応がとれるよう体制整備が出来ているか 0 不十分 個人情報保護の対策が整備されているか
② 財務基盤状況	法人決算書・預金残高証明書	10	5 収支決算が健全であり、安定した経営が可能な財政基盤がある 5 経営の効率改善や透明性が担保されている 0 経営が不安定だと見受けられる ※ 加差点
③ 担当圏域に対する見識	様式7	5	5 圏域内について理解し、課題についても把握している（理解・把握している場合に加算） 0
④ 各業務方針・計画	様式7	5	5 各業務方針が明確に書かれている（明確に書かれている場合に加算） 0
⑤ 地域との連携	様式7	5	5 地域との連携に対する考え方や役割について具体的に書かれているか（具体的に書かれている場合に加算） 0
⑥ 職員の確保・質の向上	様式7	5	3 職員は必要な人員が適切に確保されているか 2 資質向上に向けた考え方は示されているか 0
3 センターの運営に関する事項		45	
① 実施体制（時間外対応）	様式7	5	5 時間外対応について適切な対応が示されているか 0
② 職員体制	様式8	10	10 3職種にそれぞれ専門職が確保されている 5 準ずる職員の配置が1人である 3 準ずる職員の配置が2人である 0 確保されていない
③ 運営体制	様式9	10	10 優れている 指定した要件を満たし、必要物品について確保されている 5 妥当 指定した要件を満たした物件を確保予定である 3 やや不十分 必要とした物件のうち、確保目途が立っていないものがある 0 不十分 指定した要件を満たしていない
④ 設置場所	様式10	5	5 高齢者をはじめ誰に対してもわかりやすい場所に設置されているか（新規設置時） 0（既存施設に併設される場合は加算）
⑤ 設置計画	様式12	5	5 令和9年4月開設に向け無理のない計画となっているか 0
⑥ 事業継続性		10	10 優れている 財務諸表からみて安定し、持続した運営が可能か（法人決算書） 5 妥当 収支計画等から事業継続性に問題は無い（様式9） 3 やや不十分 欠員が生じた場合の対応は適切か（様式7 2） 0 不十分 事故処理・苦情処理は適切に行えるか（様式7 4）
合計		100	

2 評価（総合点数）について

- ① 86点以上 是非とも採用したい
- ② 71点から85点 採用したい
- ③ 51点から70点 採用しても差し支えない
- ④ 0点から50点 不採用